

第3章 高圧ガスの消費

第1 特定高圧ガス消費者 消費の届出（法第24条の2第1項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第29「特定高圧ガス消費届書」

液石則様式第28「特定高圧ガス消費届書」

(2) 届出時期

特定高圧ガスの消費を開始する20日前までに、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。


ア 消費施設等明細書

消費施設等明細書には、「Ⅲ 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 消費目的
2. 消費内容
3. 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
4. 届出に関する連絡担当者

 Ⅲ 関係書式／第1章 計画書／第3 高圧ガスの消費に係る計画書（103ページ）

イ 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項

 Ⅲ 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第3 高圧ガスの消費に係る技術上の基準に対応する事項（156ページ～166ページ）


ウ 事業所案内図

エ 事業所全体平面図

オ 消費施設配置図

カ 消費施設に係るフローシート又は配管図

キ 機器等一覧表

 Ⅲ 関係書式／第3章 機器等一覧表（167ページ～178ページ）

ク 貯蔵能力の計算書

ケ 貯蔵設備等（容器を除き、かつ、貯蔵設備については貯蔵能力が 3,000kg 未満の特殊高圧ガスのもの及び貯蔵能力が 1,000kg 以上 3,000kg 未満の液化塩素のものに限る。）の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項

認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験成績証明書等の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。なお、この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

コ 消費設備の基礎の構造を示した図面

サ その他、消費事業所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

技術上の基準に適合していることが確認できる書面また図面について添付すること。

1. 安全装置等の仕様及び図面
2. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面

2 技術上の基準について

消費のための施設の位置、構造及び設備が、法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

一般則	一般則第 55 条第 1 項及び第 2 項
液石則	液石則第 53 条第 1 項及び第 2 項

II 各論 第3章 高圧ガスの消費

第2 特定高圧ガス消費者 消費施設の位置、構造又は設備等の変更の届出

第2 特定高圧ガス消費者 消費施設の位置、構造又は設備等の変更の届出（法第24条の4第1項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

一般則様式第30「特定高圧ガス消費施設等変更届書」

液石則様式第29「特定高圧ガス消費施設等変更届書」

(2) 届出時期

消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき、又は消費をする特定高圧ガスの種類若しくは消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。


ア 消費施設等変更明細書

消費施設等変更明細書には、「III 関係書式／第1章 計画書」を参考に次の事項について記載すること。

1. 変更目的
2. 変更内容
3. 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
4. 届出に関する連絡担当者

 III 関係書式／第1章 計画書／第3 高圧ガスの消費に係る計画書（103ページ）

イ 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項

 III 関係書式／第2章 技術上の基準に対応する事項／第3 高圧ガスの消費に係る技術上の基準に対応する事項（156ページ～166ページ）


ウ 事業所案内図

エ 事業所全体平面図

オ 消費施設配置図

◆カ 消費施設に係るフローシート又は配管図

◆キ 機器等一覧表

 III 関係書式／第3章 機器等一覧表（167ページ～178ページ）

II 各論 第3章 高圧ガスの消費

第2 特定高圧ガス消費者 消費施設の位置、構造又は設備等の変更の届出

◆ク 貯蔵能力の計算書

◆ケ 貯蔵設備等の耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項

認定試験者試験等成績書又は高圧ガス設備試験成績証明書等の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。なお、この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

◆コ 消費設備の基礎の構造を示した図面

◆サ その他、消費事業所に応じて技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

1. 安全装置等の仕様及び図面
2. 保安設備、電気設備、防消火設備の機能、構造等を説明した書面及び図面


2 技術上の基準について

消費のための施設の位置、構造及び設備が、法第24条の3第1項及び第2項に基づく次の一般則又は液石則で定める技術上の基準に適合するものであること。

一般則	一般則第55条第1項及び第2項
液石則	液石則第53条第1項及び第2項

3 その他

消費施設の位置、構造又は設備を変更する場合で、法第24条の4第1項ただし書きに基づく一般則第57条又は液石則第55条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、届出は不要とする。ただし、この場合、事業所の設備台帳等にその工事の内容を記録し管理すること。

 IV 参考／高圧ガス施設等の変更の工事の取扱いについて（180ページ）

第3 高圧ガスの消費に係るその他届出等

1 特定高圧ガス消費者承継届書

(1) 提出書類

一般則様式第29の2「特定高圧ガス消費者承継届書」

液石則様式第28の2「特定高圧ガス消費者承継届書」

(2) 届出時期

相続、合併、分割、譲渡に伴う承継後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 法人の場合で、合併、分割、譲渡があった場合

1. 登記簿謄本の写し又は全部事項証明書の写し

2. 事業の全部の承継があったことを証する書面（分割、譲渡の場合に限る。）

イ 個人の場合で、相続（包括承継）、譲渡があった場合

1. 被承継者に関する戸籍謄本の写し

2. 相続の事実を証する書面（相続の場合に限る。）

3. 事業の全部の承継があったことを証する書面（譲渡の場合に限る。）

2 特定高圧ガス消費廃止届書

(1) 提出書類

一般則様式第31「特定高圧ガス消費廃止届書」

液石則様式第30「特定高圧ガス消費廃止届書」

(2) 届出時期

特定高圧ガスの消費廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

廃止状況が確認できる写真

3 特定高圧ガス取扱主任者届書

(1) 提出書類

一般則様式第 36 「特定高圧ガス取扱主任者届書」

液石則様式第 35 「特定高圧ガス取扱主任者届書」

(2) 届出時期

選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

一般則第 73 条又は液石則第 71 条の要件を証明する書面